

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、議案第43号 令和4年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

[資料配付]

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田 功君） それでは、補正予算の前に、令和4年度の国民健康保険税の算定について資料に基づきましてご説明いたします。

平成30年度の国保改革に伴い、都道府県が国保の財政運営の責任主体となっており、市町村は保険税を賦課徴収し、県の示す納付金を納付することとなっております。令和4年度の納付額に基づき算定した国民健康保険税率の考え方についてご説明申し上げますのでよろしくをお願いいたします。

1ページをめくっていただきたいと思います。算出資料でございまして、上で国民健康保険税の算定について、本算定ということで表がございまして、令和4年度の納付額は表の納付金額、①、左側の①でございましてけれども、合計で1億383万1,290円となっております。そして、調整額、右側でございまして②、プラスの調整額、町が直接実施する事業関係で納付金額とは別に必要な金額でございまして、4,974万1,000円であります。その右にいまして調整額③、町が直接実施する事業関係で国県から繰入される金額であります。マイナスの6,537万8,932円であります。そして、その右側にあります

けれども保険税総額、県への納付金額、①ですね、納めるために必要な保険税総額であります。8, 819万3, 358円となっております。そして、その右側でありますけれども調整保険税総額8, 999万3, 222円。これは例年の調整率98パーセントをもって保険税総額④を賄うための必要額であります。その右側でございますけれども保険基盤安定繰入金⑥となっております。保険料の軽減分でありまして、マイナスの1, 412万4, 681円。こちらのほうは7割・5割・2割の軽減分で町からの繰入分であります。国保税の算出額は一番右側の⑦、7, 586万8, 541円となります。税として必要な金額がこの金額になります。

次に、2ページ目の令和4年度国保税に係る6月補正についてでありますけれども、①現行只見町保険税率。②は市町村標準保険税率であります。県が示した只見町の標準税率です。③が今年度の納付金を納めるべく算出した、前ページ⑦を基にした税率になります。①の健康保険税率、昨年と同様、同率でしたものでございます。②が県が納付金と併せて示したものでありまして、例年はこの、こっちの②のほうが高くなるんですけれども、今回は診療報酬のマイナス改定等がありました関係で町より低い数値になってございます。中段の表をご覧くださいと思いますが、税据置きによる試算結果であります。医療費分で696万円不足、後期高齢分で224万8, 000円の超過。介護分で15万2, 000円の超過となります。全体で456万円が不足することとなります。その下に、今年度の考え方を記載しておりますけれども、昨年までは標準保険税率、保険料率が町の税率を上回っていましたが、先ほども申し上げましたけれども、今回は診療報酬のマイナス改定等の影響によりこのような低い結果となっております。一方で、令和11年の県全体での保険料率の統一では、税率が上昇することが確実とみられております。安易な税率の引き下げは行わず、今年度の税率は据置きが望ましいと思われま。そして、税収の不足については基金からの繰入により対応することとしたいと思ひます。令和4年度においては税率変更を行わず、据置きとすることとしたい考えでございます。

○議長（大塚純一郎君） 説明は以上ですか。

○保健福祉課長（増田 功君） それでは、3ページ・4ページ・5ページ・6ページについては、その試算等がございますのでご覧いただきたいと思ひます。

続いて、7ページをご覧くださいと思ひます。

補正に関するものでございますけれども、7ページの予算の推移、歳入について、据置き

で算定した場合の補正額を示してございます。保険税では全体で9,000円の減額。1の保険税ですね。2の県支出金では102万4,000円を計上しています。こちらのほうは傷病手当金が本年度9月まで延長されることによるものでございます。4の繰入金でございますけれども、一般会計繰入金では保険基盤安定負担金191万円を減額。これは軽減世帯が見込みより少ないためのものであります。また、基金繰入金を当初600万円から300万円に減額いたします。歳入合計では376万1,000円の減額になります。

8ページの歳出でございますけれども、2の保険給付費においては高額療養費と傷病手当金で102万4,000円の増額を計上いたしております。3で国民健康保険事業納付金は本算定による増減で444万7,000円の減額となりました。8の予備費33万8,000円を減額計上いたしました。

次に、9ページの療養給付費の推移でございますが、令和3年度の療養給付費についてはコロナ禍による診療控えで、令和2年度同様、前年より減額となっております。介護納付金は令和3年度、増額しています。

次に、10ページの支払準備基金の状況でございますが、左側の表の上段は基金保有額の目安であります。保険給付費等の3ヶ年平均の4分の1相当である9,134万7,000円が基準となっております。下段については令和3年度の積立金取り崩しの状況であり、残額が9,479万9,000円となる見込みで、前年度末から427万7,000円程度の減額となっております。右下の表は郡内町村の基金保有額と被保険者数、一人当たりの保有額となっております。

11ページは準備基金の収支であります。

12ページと13ページについては、郡内の医療費と後期支援分の推移と介護分の推移となっておりますのでご覧いただきたいと思います。なお、税率については、南会津郡内町村ではいずれも据え置きを予定されています。

以上、保健福祉課から、私のほうから保険事業の現状について説明申し上げました。

なお、5月30日に只見町の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたしまして、諮問し承認をいただいておりますことを申し添えます。

これによりまして、議案第43号の説明をさせていただきたいと思っております。

令和4年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ376万

1, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9, 623万9, 000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

1ページであります。第1表 歳入歳出補正予算。歳入でございます。款の1から款の5まで、国民健康保険税から繰越金までで、補正額についてはマイナス376万1, 000円で4億9, 623万9, 000円とするものでございます。

2ページ、歳出でございますけれども、款の2、保険給付費から予備費、8の予備費までの補正で、マイナス376万1, 000円の減額で4億9, 623万9, 000円とするものでございます。

続いて、5ページをご覧いただきたいと思えます。

先ほども説明いたしましたが、歳入についてでございますが、款の1、国民健康保険税、目の1、一般被保険者国民健康保険税であります。補正額は9, 000円の減額で、7, 223万4, 000円とするものであります。節の医療給付費、1の医療給付費分現年課税分から3の介護納付金分現年課税分まで、保険税本算定に伴う増額、そして減額であります。

次の款の2、県支出金であります。こちらのほう、保険給付費等交付金でありまして、1の普通交付金につきましては一般被保険者高齢者、一般被保険者高額介護合算療養の分でございます。2万4, 000円。その下の特別交付金につきましては、先ほど説明いたしましたけれども傷病手当金が9月30日まで延長になることによる見込みでの100万円の計上でございます。

その下、款の4、繰入金でございますが、1の目、一般会計繰入金については本算定に伴う減額、そして2の基金繰入金についても本算定に伴う減額となっております。

6ページ、繰越金につきましては13万4, 000円の計上でございます。

7ページ、歳出になります。

款の2、保険給付費でありますけれども、先ほど歳入で説明しました負担金2万4, 000円でございます。

そして、その下段の保険給付費、傷病手当金100万円の計上でございます。

そして、その下でございますけれども款の3、国民健康保険事業費納付金。目の1、一般被保険者医療給付費分でありますけれども、本算定に伴う減額でございます。465万3,

000円であります。

8ページ、款の3、国民健康保険事業納付金につきましても、95万8,000円の減額であります。こちらも本算定に伴う減額。

その下の款の3、国民健康保険事業費納付金の介護納付金につきましては、本算定に伴う増額で116万4,000円でございます。

予備費33万8,000円の減額で調整しております。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論。

反対討論ですか。

○2番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（大塚純一郎君） それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 山岸です。反対討論を行います。

昨年度の会計においては賛成をいたしました。それは町民生活を鑑みて、保険税現状維持ということで、去年は引き上げが図られませんでした。ということで去年は賛成いたしましたけれども、今年度も据置きということなんですが、昨日の一般質問でもいたしましたように、やっぱり町民の生活の実態に鑑みると、この当局の出されました、昨日も述べましたけれども、所得割のところ、令和3年度は課税総額が5億454万6,508円。で、今年度は4億4,532万5,288円と、5,922万1,220円。これだけ、一昨年と去年との収入、課税所得において少なくなっております。これは様々な要因があると思われま

す。コロナによる収入の減、それから農業収入の減など、やっぱり国保加入者の実態は大変な状況に置かれているんじゃないかと。これだけの5,900万も収入が減っているわけですから。収入が減れば、国保税の算定も当然、一人一人加味すれば、これ低くなりますけれども、しかし、こういう時に、どう、やっぱり町政が町民に支援していくのかと。元々、国保税はこの間、何度も一般質問や討論の中で述べてまいりましたが、社会保障制度です。これは当局との考え方、私と違うところがありますが、これ、社会保障というのは、元々、国が国民の安定を図っていく。その制度であります。ですから、受益者負担という考えは私は馴染みません。そういう点からも、今の制度上、これまでも述べてきましたけれども、全国の知事会、市町村会、町村会、1兆円の負担求めてきておりますが、3,400億円に留まっています。この、今、資料で出されました中では令和11年度からの、これから保険料が高くなっていくということに基金は備えるというふうにあります、やっぱりこれは今の制度、国の制度そのまま、変わらずの流れであります。私は国が、やはりもっと変えていくということ展望して、社会保障に国が力を入れるということ展望した中身で進めていく必要があるかなというふうに思います。そういう点では、確かに、去年と3年間、今年度は据置きということでもありますけれども、去年の中では、基金繰入金1,300万の6月では見込みで基金の扱いをしてました。しかし、実際には、それほどかかっておりません。で、今年度は基金については300万の予算でありますから、私は9,000万以上ある基金、全部取り崩せというふうに言っているわけではありません。保険料を少しでもやはり軽減して町民生活を守っていくということでの有効活用を提案しているわけです。そういう意味からも、先ほども冒頭言いましたように、町民の生活は大変な状況になっている。そして、4月からは年金も0.4パーセント引き下げが図られました。で、これからの物価高騰が引き続きあるということ鑑みると、やはり私は引き下げることが必要じゃないかというふうに考えますので、この案には反対であります。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議案第43号 令和4年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、議案第43号 令和4年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第44号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第2、議案第44号 令和4年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

朝日診療所事務長、吉津瑞穂君。

○朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） それでは、議案第44号 令和4年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

既定の予算の歳入歳出それぞれ154万6,000円を追加しまして、総額をそれぞれ4億2,954万6,000円とするものでございます。

議案書5ページ目をご覧ください。

歳入でございます。歳入につきましては繰越金を前年度から繰り越したものを74万4000円の増額。諸収入として雑入を80万2,000円の増額を見込んでおりまして、合計154万6,000円となるものでございます。

続いて、6ページ目、歳出でございます。こちらについては診療所費の医業費のうちで医科管理費として97万9,000円の増額です。こちらは人事異動によるものでございます。その下、歯科管理費につきましても56万7,000円の増額。こちらも人事異動によるものでございます。合わせて154万6,000円の増です。

7ページ以降については給与費明細となっておりますのでご覧ください。

説明は以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第44号 令和4年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第45号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第45号 令和4年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 議案第45号 令和4年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1, 193

万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,493万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをご覧くださいと思います。

第1表、歳入歳出補正予算。歳入であります。款の7、繰越金、款の8、諸収入、補正の額でございますけれども1,193万8,000円で、7億9,493万8,000円とするものであります。

2 ページ歳出でございます。款の7、諸支出金、款の8、予備費で、補正額1,193万8,000円で、7億9,493万8,000円とするものであります。

5 ページをご覧くださいと思います。歳入でありますけれども、款の7、繰越金であります。1,153万4,000円であります。令和3年度保険給付費精算返還金分。そして、保険料過年度償還金でございます。その下、諸収入でありますけれども、過年度収入であります。地域支援事業費精算交付金で40万4,000円であります。

6 ページ、歳出であります。款の7、諸支出金、目の1、償還金でありますけれども、補正額1,189万7,000円で、1,190万3,000円とするものでありまして、内訳については令和3年度の介護給付費及び支払基金交付金の精算返還金で、ご覧の金額になってございます。その下、目の2、第1号被保険者保険料還付金につきましては、保険料還付金で4万3,000円を補正し、44万7,000円とするものであります。その下、款の8、予備費でありますけれども、2,000円の減額で**117万3,000円**で調整をしてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第45号 令和4年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第46号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第46号 令和4年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 議案第46号 令和4年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の補正で、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億299万4,000円とするものです。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

1ページ、第1表 歳入歳出補正予算の歳入であります。款の5、繰越金から款の8、県支出金までで、補正額99万4,000円で、3億299万4,000円とするものであります。

2 ページ歳出であります。款の1、総務費から款の6、予備費までで、補正額99万4,000円で、総額を3億299万4,000円とするものであります。

5 ページをご覧くださいと思います。歳入であります。繰越金であります。前年度繰越金、令和3年度の繰越金13万9,000円であります。款の8、県支出金、県補助金であります。介護職員処遇改善交付金でありまして、85万5,000円あります。この交付金によりまして介護士につきましては月額6,000円の処遇改善が図られるものであります。

6 ページをご覧くださいと思います。歳出であります。総務費、目の1、一般管理費であります。委託料、介護老人保健施設運営管理委託料でありますけれども、先ほどの県の補助金を委託料の中でお支払いして改善を、処遇の改善を図っていくというものであります。その下、款の2、施設整備費でありますけれども、修繕料50万であります。これは消防用設備等点検結果報告の指摘事項の修繕に充てるものでありまして、誘導灯の修繕を予定してございます。予備費36万1,000円を減額いたしまして調整してございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第46号 令和4年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第47号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第5、議案第47号 令和4年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 議案第47号 令和4年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,433万円とする。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

1ページ、第1表の予算補正の歳入でありますけれども、繰入金33万円をいたしまして、総額1,433万円とするものであります。

2ページ、歳出であります。事業費でありますけれども、33万円を追加しまして1,433万円とするものであります。

4ページ、歳出でありますけれども、すみません、5ページ、歳入でありますけれども、内訳につきましては一般会計繰入金は職員の給与費の繰入金で33万円であります。

6ページ、歳出でありますけれども、事業費、居宅介護予防サービス事業費であります。地域包括支援センター職員出向業務負担金ということで、職員が確定しましたことによります増額でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第47号 令和4年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第1号）は、
原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎専決処分の報告について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第6、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

それでは、専決第1号 只見町税条例の一部を改正する条例から、順次、担当課長より説明を求めます。

町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） **説明の前に**、資料の配付の許可を願います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付の許可いたします。

〔資料配付〕

○町民生活課長（横山伸成君） それでは、報告第1号 専決処分の報告につきまして、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会において指定されております下記について、別紙のとおり専決処分させていただきましたので、同条第2条の規定によりまして報告をさせていただきたいと思っております。

まずあの、専決第1号 只見町税条例の一部を改正する条例であります。

今、先ほどお配りさせていただきました、只見町税条例の改正概要（専決分）と、あと新旧対照表のほう、主に改正概要のほうで説明をさせていただきたいと思います。

今般、専決処分をお願いしております税条例の改正につきましては、令和4年4月1日より施行された地方税法の一部を改正する法改正に伴う所要の改正がされまして、改正を行う必要が生じたために専決処分をお願いするものでございます。

改正点を、改正概要のほうで、まず説明させていただきたいと思います。新旧と併せて説明させていただきます。

まず48条でございます。これにつきましては法人の町民税の申告納付の項目でございますが、大規模法人といいますか、特定法人とされております、結構、大きな法人さんは電子申告で申告するということが決められておりますが、それに伴います法律改正に合わせた甲ズレが生じたので、そこを改正させていただいたものでございます。

その下、第73条の2、固定資産課税台帳の閲覧の手数料についてでございます。これにつきましては、改正概要のほうで、ちょっとあの、住所に代わるものというところに色を付けてございますが、これ、法務局で発行します、記載事項証明に、法務局で言えばそれにあたるものでございますが、そこにはあの、所有者、そして住所。これを記載しなければならないとなっておりますが、DV被害防止の観点ということで、住所に代わるものの記載が、この度できるようになったというところで、ただ、架空の住所ということではなくて、一時避難所ですとか、そういう実際の住所を書くようにはなるんですけども、そのような所要の改正が行われたというところで、町の固定資産課税台帳のほうにも申出があれば可能になるというものでございます。

第73条の3。これにつきましても、第73条の2と同様でございますが、改正の趣旨としましてはDV被害防止のための改正で、住所に代わるものの記載が申し出で可能になるというものでございます。

その下、附則第10条の2でございます。新旧のほうで言えば2ページ目・3ページ目になりますが、これにつきましては、法律改正に合わせた項ズレということで、それぞれあの、特例の減額措置の割合が定めてあるところでございますが、項ズレが生じたので、これを改正するものでございます。

その下、10条の3につきましても、法律改正がございましたので字句の改正をさせてい

ただきました。

その下、附則第12条でございます。新旧のほうでいいますと4ページ・5ページになります。宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例でございますが、これ、令和4年度に限ってでございますが、商業地等に係わる課税標準額の上昇幅。これ、土地の上昇幅は基本的に5パーセントが上限とされておりますが、景気等の絡みもございまして、2.5パーセントを上限とするということで改正がされたというところございまして、一応、当町においては、ここはまあ、あまり該当がないところでございます。

以上、このような形で専決で処分をさせていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 続いて。

○町民生活課長（横山伸成君） 続いて、専決第2号でございます。

説明の前に資料の配付の許可をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、続けてください。

○町民生活課長（横山伸成君） 続きまして、専決第2号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、改正の概要のほうの資料をお配りさせていただきましたが、ご説明させていただきます。

今回の改正は、地方自治法施行令の改正に伴いますもので、改正の内容としましては、課税限度額の引き上げでございます。

まずあの、今回、2点の引き上げがございまして、医療費給付分課税額に係わる課税限度額を、現行が63万円でしたが、これを65万円に改めるというものでございます。

そして、2点目が、後期高齢者支援金分の課税限度額を、現行19万円だったものを、これを20万円に改めるというものでございます。施行期日は4年の4月1日となっております。

なお、この改正につきましては、昨年度はございませんでしたが、26年ぐらいから遡ってみますと、ほぼ毎年、ずっと、これ、少しずつでございますが、課税限度額の引き上げが行われているものでございまして、負担のなるべく公平性を担保するために限度額のほうを

上げているというようなことをごさいます。

以上をごさいます。よろしくお願います。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 続きまして、専決第3号 令和3年度只見町一般会計補正予算（第12号）をごさいます。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条におきまして、既定の予算に歳入歳出それぞれ8,029万9,000円を減額させていただきまして、総額をそれぞれ60億5,451万円とするものをごさいます。

款項の区分及びその金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条で繰越明許費の補正ということで第2表で行わさせていただきます。

第3条におきましては、第3条 地方債補正ということとなっております。

これにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、令和4年3月31日付で専決処分をさせていただいたものをごさいます。

第1表です。町税から、3ページの町債まで、それぞれの款項におきまして年度末の事業執行等に伴う補正を行わせていただきまして、補正額については8,029万9,000円の減額となっております。

4ページから歳出でございます。これにつきましても議会費から、6ページの予備費まで、それぞれの款項におきまして補正額8,029万9,000円の減額とさせていただきます。

7ページでございます。第2表 繰越明許費補正ということで、今回、総務費の戸籍住民基本台帳費から、教育費のただみ・モノとくらしのミュージアム施設整備事業までの6件につきましては事業費の確定に伴いまして補正をさせていただきます。で、追加としまして、農林水産業費の産業振興対策事業から、只見駅前賑わい創出事業まで、4件、追加をさせていただきます。

8ページでございます。第3表としまして地方債補正ということで、緊急防災・減災事業、辺地対策事業、過疎対策事業におきまして事業の確定に伴いまして、それぞれ変更、減額をさせていただいているというものでございます。

9ページから事項別明細になりますが、11ページからご説明をさせていただきたいと思

います。

それぞれ款項におきまして年度末での事業費の確定、収入額の確定等に伴いまして増減をさせていただいております。主なもののみ説明をさせていただきたいと思っております。

法人町民税におきましては、法人町民税の伸びがあったということで955万3,000円の増額をお願いしております。

12ページ、たばこ税についても実績に基づきまして165万5,000円の増をしております。

譲与税関係につきましても、確定額において増減をさせていただいているものでございます。

14ページ、地方消費税の交付金等、法人事業税の交付金等についてもそれぞれ伸びがございましたので増額補正をお願いしております。

15ページの地方交付税でございます。今回、特別交付税におきまして1億7,744万2,000円。

震災復興特別交付税については153万5,000円の減額となっておりますが、特別交付税につきましては総額で3億5,744万2,000円ということで、前年対比で5,397万2,000円ほど伸びております。これにつきましては除排雪経費が4,000万円ほど増額になっているということで大きな伸びをしているところでございます。

以下、16ページ、分担金及び負担金、使用料及び手数料等につきましては年度末の実績に基づいて精査をさせていただいたものでございます。

17ページの下段、国庫支出金、国庫負担金から国庫補助金につきましても同様でございますが、国庫負担金の中ほど、衛生費の国庫負担金で新型コロナウイルスワクチンの接種対策負担金ということで579万5,000円増額をさせていただいております。

国庫補助金でございますが、19ページの中ほどにございます土木費の国庫補助ということで、中段、道路橋梁費補助金ということで臨時道路除雪事業費補助金、豪雪に伴いまして臨時的に除雪対策に係る補助2,400万円増額させていただいております。

あと、おめくりをいただきまして国庫支出金の委託金等についても実績に基づいて増減をさせていただきました。

20ページ、中段から県支出金になってございます。県負担金、県補助金、それぞれ事業実績に基づきまして補正をさせていただいております。

22ページ、県委託金でございます。ここにつきましても土木費におきまして、道路橋梁費になりますが、豪雪に伴いまして歩道除雪の委託金、増額させていただいております。

以下、23ページの財産収入につきましても同様でございます。

24ページでございますが、財産収入のうち中段、出資金の返還収入ということで、南会津地方土地開発公社出資金の返還金ということで、南会津地方土地開発公社、令和3年度をもちまして解散をしました。その解散に伴いまして出資金の返還金137万8,000円について増額をさせていただいております。

寄附金でございます。指定寄附金861万5,000円の増額でございます。これにつきましてはクラウドファンディングで総額1,274万482円という多額のクラウドファンディングをしていただいたことによりまして増額をさせていただいております。

25ページにつきましては基金繰入金については、それぞれ事業、精査をさせていただいて減額をさせていただいたものでございます。

26ページ、諸収入についても、それぞれの実績に基づきまして増減をさせていただいております。

27ページ、下段に町債でございます。それぞれの起債対象事業、事業費の確定に伴いまして起債の額を減額調整をさせていただいているものでございます。28ページにかけて、消防費、教育費まで、そのように、対象事業費の確定に伴いました補正をさせていただいたところでございます。

歳出でございます。

議会費につきましては、それぞれ不用残の減額352万3,000円の減額をさせていただきました。

30ページ、おめくりをいただきまして総務費、一般管理費につきましても不用残による減額が主なものでございます。ちょっとお進みをいただきまして、34ページの上段に、只見高等学校野球部甲子園出場後援会補助金ということで、補正予算で1,000万円の補助金を計上させていただいておりますが、クラウドファンディングによる支援が多額ありました。その部分全て高校のほうへ補助をさせていただくということで274万1,000円の増額をさせていただいて支出をさせていただいたところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 続きまして、35ページ中ほどから、6目、企画費でござい

ます。右側の節1、報酬から35ページの下段、需要費まで、それぞれ精算に基づきまして減額をさせていただいております。36ページ目にまいりまして、引き続き需要費続きますが、12の委託料でございます。委託料の中でふるさと納税返礼品業務委託料87万5,000円ということで、こちらのほう増額をさせていただいております。先ほどクラウドファンディングを含めたふるさと納税が増えたことによります委託料の増額でございます。続いて、37ページ目にまいりまして、企画費の補助金、負担金でございますが、それぞれ実績に基づく精算でございます。

7目、ユネスコエコパーク推進費でございます。こちらにつきましては38ページ目の中ほどまで続きますが、それぞれ事業の実績に基づく精算の減額でございます。

38ページ目中段から8目、ブナセンター費が39ページ目の中段まで続きます。それぞれ報酬、旅費、需要費、委託料とございますが、事業の完了に伴います精算の減額でございますのでよろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 39ページ下段、情報システム管理費でございます。これにつきましても不用残で360万5,000円の減額をさせていただきました。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長、馬場一義君。

○振興センター長（馬場一義君） 目の10、只見振興センター費。補正額が166万6,000円の減額。実績に基づく減額でございます。

41ページ、朝日振興センター費。減額で575万3,000円。こちらも実績に基づくものでございます。

43ページにまいりまして、明和振興センター費。マイナスの282万1,000円。こちらも事務事業実績に基づく減額をさせていただきました。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 45ページ上段でございます。交通安全対策費でございますが、執行残の整理ということで、実績に基づきます整理をさせていただきました。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 続きまして、財政調整基金費につきましても不用残の減額でございます。

諸費でございますが、主に利子収入の積立の残の減額であります。自然首都・只見応援

基金の積立金につきましては、当初、寄附でいただいたものを全て、基金に積むことで補正増をさせていただいておりましたが、クラウドファンディング分については積み立てをせずに、直に補助金として支出させていただくということで、今回、410万円ほどの減額をさせていただきます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 46ページ、徴税総務費でございます。これにつきましても執行に伴います残額の整理ということでさせていただきます。

その下に賦課徴収費でございます。これにつきましても同様でございます。

そして、47ページでございます。戸籍住民基本台帳費につきましても執行に伴います残額を整理させていただきます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 47ページ下段、選挙費でございます。選挙管理委員会費から選挙啓発費、49ページにかけまして衆議院議員選挙費。それぞれ執行残、不用残の減額補正をさせていただきます。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 49ページ目にまいりまして中ほどからになります。5項、統計調査費。1目、統計調査総務費、2の委託統計調査費でございますが、こちらもいずれも費用の精算に伴う減額でございます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 50ページ、民生費、社会福祉総務費でありますけれども、1,287万9,000円の減額であります。事業確定によるものであります。18の負担金、補助金で、負担金1,000円不足しているものがございましたので1,000円ほど増額させていただきます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 51ページ中段でございます。2国民年金費でございますが、これも事業終了に伴います精算でございます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 目の3の老人福祉費でございますけれども、1,292万2,000円の減額であります。事業確定によるものでございます。

52ページ、目の4、障がい者福祉費でありますけれども、1,391万7,000円の減額であります。11の役務費で手数料6,000円ほど増額させていただいております。あと53ページにいきまして扶助費で増減がございますが、事業確定によるものでございますので、それに伴う不足分の減額分の増減でございます。54ページのほうに亘りましても扶助費について事業確定に伴う増減がございます。

55ページ、目の5、老人保健費でありますけれども、補正額が59万6,000円の減額となっております。

続きまして、目の6、在宅介護支援センター費について、そして、その下の介護保険費につきまして、事業確定に伴う減額でございます。

56ページにいきまして目の8、社会福祉活動センター費につきまして、不足分、電気・水道料、不足分ございました分については増額させていただきまして、総体的に8万3,000円の減額でございます。

続きまして、款の3、民生費であります。目の1、児童福祉総務費であります。事業確定によります309万7,000円の減額になってございます。57ページにいきまして償還金で令和2年度の臨時特別給付金の事務費補助金の返還金10万2,000円の増額をしてございます。

続きまして、57ページの目の2、児童措置費でありますけれども、その下の母子福祉費ともに事業確定に伴う減額になってございます。

58ページであります。目の4、只見保育所費は214万9,000円の減額であります。需要費で電気料の不足分がありましたので8万8,000円増額させておりますが、あとは精算によるものでございます。

59ページ、目の5、朝日保育所費でございますけれども778万5,000円の減額でございます。こちらのほうは全て減額、不用残ということでございます。

60ページ、目の6、明和保育所費でございますけれども201万5,000円の減額でございます。事業確定によるものでございます。

61ページであります。衛生費であります。目の1、保健衛生総務費であります。補正額382万円の減額でございます。事業確定に伴うものでございまして、27の、節の27操出金につきましては増減が事業確定に伴う操出金、負担金等がございます。

続いて、目の2の予防費でありますけれども413万5,000円の減額になってござい

まして、62ページ・63ページ・64ページとありますけれども、事業確定に伴う減額になってございます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 64ページ中段で、3環境衛生費でございます。これにつきまして事業確定によります減額のほうをさせていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 64ページの下段で目の4、保健事業費でありますけれども454万2,000円の減額で、65ページ・66ページまでいきますけれども事業確定に伴う減額になってございます。

66ページの5目の保健センター費でありますけれども、42万1,000円の減額であります。事業費で電気料の不足、そして修繕費で除雪機械の修繕等がありまして、若干、不足分を増額させていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 67ページ中段でございます。労働費でございますけれども、旅費、使用料、賃借料につきましては事業確定によります不用残の減でございます。負担金につきましても雇用促進奨励助成金ということで、令和4年度のほうで執行をするといったような状況になってきておりますので不用残の減額をさせていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 67ページ、6款の農林水産業費です。1目の農業委員会費の、さらに農業総務費、68ページにまいりまして、農業振興費。いずれにしましても事業確定による減でございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 69ページ中段でございます。4目、山村振興費でございますけれども、いずれも事業確定によります執行残の不用残の減ということでございます。

交流施設費におきましても需要費、備品購入費ともに不用残の減額ということになっております。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 69ページ、6目の畜産業費、7目農地費、70ページにまいりまして農業機械費、国土調査費。いずれにしましても事業確定による減額でございます。

林業費にまいりまして林業総務費。こちらについても林業総務費、林業振興費、71ページ最下段の林道費におきましても、さらに72ページの治山費まで、全て事業確定による減でございます。

73ページの水産業費。こちらにつきましても確定による減でございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 73ページ下段でございます。商工費でございます。商工総務費の超勤手当の減につきましては、雪まつりの中止と事業確定によります不用残の減でございます。

商工振興費、旅費、需要費、74ページにまいりまして委託料、使用料、賃借料につきましては事業完了に伴います不用残の減ということになっております。18節、負担金、補助及び交付金につきましても基本的には不用残の減ということでございますが、中段、誘致企業等の除雪費補助金につきましては、最終的に除雪回数が非常に多くなったといったところで不足が見込まれましたので専決で増額補正をさせていただいているところでございます。

24節、積立金につきましても、利子収入の積立金に1,000円ほどの不足が見込まれましたので増額補正をさせていただいております。

75ページにまいりまして、3目、観光費でございます。報酬から、76ページにまいりまして13節、使用料、賃借料の駐車場使用料というところにつきましては事業確定によります不用残の減ということでございます。18節、負担金、補助及び交付金につきましては、コロナ禍の中で事業が実施できないといったような様々な事情によりまして各負担金、補助金、減額となっておりますので実績で減額をさせていただいております。24節、積立金につきましては観光施設等の老朽化に伴います修繕、改修等の費用増が見込まれますので、観光施設整備基金積立金3億円を計上させていただいて基金積立を実施をしてきたところでございます。

4目、ふるさと交流費でございますけれども、いずれも事業確定によります不用残の減ということでございます。

77ページにまいりまして、観光施設費でございます。こちらにつきましても基本的には事業確定によります不用残の減ということでございますが、中段、委託料でございます。観光施設指定管理委託料51万円ほどの増でございますが、冬期管理の除雪分であったり、追加の通信設備の使用料増といったような部分につきましては、協定に基づきまして実績精算を

させていただきました結果、不足が生じたので専決で増額をさせていただいているところでございます。

おめくりいただきまして78ページでございます。6目、只見スキー場管理費でございます。報償費につきましては大会の中止がございましたので減額をさせていただきました。委託料につきましても圧雪に係る燃料費等、協定に基づきます精算の結果、減額となっております。不用残の減でございます。

保養センター管理費につきましても、修繕料、そして委託料につきましては4月、1ヶ月の休業、また、その後の施設管理経費の協定に基づきます精査によりまして減額がございましたので不用残の減額をさせていただいているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 78ページ中段以降、8款の土木費であります。

土木総務費、122万円増額になってございます。一部、人件費の補正増と、操出金で土地開発基金積立金操出金ということで、歳入で説明のございました南会津地方の土地開発公社の出資金返還金について、類似基金のほうに積立をさせていただいたという内容でございます。

79ページにまいりまして道路橋梁総務費100万円の減額、確定による減です。

道路維持費でございますけれども、1,652万8,000円の減でございますが、除雪関係で需要費、使用料及び賃借料で増額をさせていただいております。

4目の道路新設改良費については財源内訳の補正。

5目、橋梁維持費から、80ページにまいりまして河川費、さらには住宅管理費、81ページの集会施設整備費まで、全て、事業確定による減でございます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 82ページになります。消防費の非常備消防総務費でございますが、1,057万2,000円ほど減額をさせていただいておりますが、83ページの27節、操出金のほうで消火栓の工事の額が確定しましたので、ここで増額のほうをさせていただいております。

続きまして、3の水防費のほうでございます。こちらにつきましては事業実施確定に伴います減額のほうをさせていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） 続きまして、84ページから教育費でございます。

1目、教育費につきましては事業完了に伴う精算でございます。

2目、事務局費につきましても全て実績によります減額でございます。

3目、スクールバス運行費につきましても実績によります精算に伴う減額でございます。

5目、奥会津学習センター547万円の減額ですが、こちらにつきましても実績によります減額でございます。

続きまして、2項、小学校費でございますが、1目、学校管理費335万8,000円でございますが、こちらにつきましても実績によります減額でございます。

2目、教育振興費でございますが、251万5,000円の減でございますが、こちらにつきましても実績に伴う減額の補正でございます。

4目、朝日小学校費31万、それから5目、明和小学校費31万の減額でございますが、いずれも実績によるものでございます。

続きまして、3項、中学校費ですが、学校管理費43万6,000円の減額ですが、こちら実績によります減額でございます。

89ページ、2目、教育振興費でございますが、こちら1,193万9,000円でございますが、いずれも実績に伴います減額でございます。

90ページから社会教育費、1目、社会教育総務費でございますが、155万7,000円の減額でございます。こちらにつきましても実績に伴う減額でございます。

2目、放課後児童対策費ですが、こちら285万3,000円でございますが、こちらにつきましても実績に伴う減額でございます。

91ページにまいりまして文化財保護費でございます。215万1,000円の減額でございます。こちら実績に伴う減額でございます。

92ページにまいりまして、4目、ただみ・モノとくらしのミュージアム費445万9,000円の減額になっております。こちらにつきまして職員手当に若干、不足が生じたので増額を補正させていただきましたが、それ以外は全て実績に伴う減額でございます。

93ページ下段になりまして、保健体育費。1目、保健体育総務費でございます。こちら247万2,000円の減額になってございますが、こちらいずれも実績に伴う減額でございます。

94ページ、給食センター費でございます。144万4,000円の減額でございますが、

こちらにつきましても実績に伴う減額でございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 95ページ中ほどから11款の災害復旧費ですが、1目の農地農業用施設現年災害復旧費から、96ページにまいりまして保健衛生施設過年災害復旧費まで、全て確定による減額でございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 97ページでございます。公債費でございます。償還金の元金につきましては565万6,000円減額、不用残で減額させていただいております。

利子につきましても長期債の利子で77万1,000円。一時借利につきましては200万円、全額を減額させていただきました。

予備費でございますが、2,260万1,000円を減額をさせていただいて調整をさせていただいてございます。

98ページ以降、給与費明細書となっております。ご覧をいただきたいと思っております。

以上、専決第3号の報告でございました。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 専決第4号 令和3年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出それぞれ8,931万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億4,079万2,000円とするものであります。

歳入歳出の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

1ページご覧いただきたいと思っております。

第1表 歳入歳出予算補正。款の1、国民健康保険税から款の7、国庫支出金までで、補正額は8,931万3,000円の減額でございます。

2ページ、歳出であります。款の1、総務費から、3ページの款の8、予備費までで補正額8,931万3,000円の減額でございます。

6ページ、歳入であります。款の1、国民健康保険税。補正額は事業の確定によりますそれぞれの増減がございますけれども、総額では534万8,000円の減額になってございます。

その下、款の2、県支出金でありますけれども、事業の確定によりまして補正額7,43

8万5,000円の減額でございます。

財産収入は減額。

款の4、繰入金については1,106万4,000円の減額でございます。

8ページ、雑入につきましては補正額、諸収入でございますけれども、補正額142万2,000円の増額になってございます。

その下、国庫補助金につきましては、国庫支出金につきましては6万1,000円の増額となっております。

9ページから歳出になります。事業確定によります総務費、款の1、総務費はいずれも減額になってございます。

総務費の下段になりますけれども賦課徴収費。次ページにいきまして、10ページ、納税奨励費につきましても減額、いずれも減額でございます。

総務費、項の3、運営協議会費も減額。

そして、その下の項の1、療養諸費でありますけれども、11ページにいきまして1目から3目まで、6,096万5,000円の減額になってございます。

11ページ、款の2の保険給付費の項の2、高額療養費でございますけれども、負担金で1万6,000円増額ありますけれども、総額では936万7,000円の減額となっております。

その下、出産育児諸費は補正がございません。

12ページにいきまして葬祭諸費、傷病手当金がいずれも確定による減額。

その下の款の3、国民健康事業費給付費につきましては補正はございません。

その下も、13ページの介護納付金についてもございません。

13ページの下段の款の4、保健事業費につきましては、こちらも確定による減額であります。

14ページにいきまして、項の2、保健事業費。そして、15ページにいきまして、公債費、款の6、公債費まで、確定による減額でございます。

15ページの款の7、諸支出金でありますけれども、事業確定によります増減がございません。

16ページにいきまして、増減によりまして18万円の補正をプラスをしてございます。

16ページ、諸支出金につきましては、110万円の増額としてございます。

予備費 1,627万1,000円を減額して調整してございます。

17ページは給与費明細となっておりますのでご覧いただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 診療所事務長、吉津瑞穂君。

○朝日診療所事務長（吉津瑞穂君） それでは、専決第5号 令和3年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第6号）について報告をいたします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,259万7,000円を減額し、それぞれ3億9,172万1,000円といたします。

地方債の補正につきましては、第2表の地方債補正によります。

おめくりいただきまして、1ページ目、歳入でございます。診療報酬から2ページ目の町債まで、補正額3,259万7,000円の減額でございます。

3ページ目、歳出でございます。こちら診療所費から予備費まで、合わせて3,259万7,000円の減額とさせていただきます。

4ページ目、地方債補正でございます。こちらにつきましては辺地対策事業債ということで、事業確定によりまして360万円を減額をいたしております。

7ページ目をご覧ください。こちら歳入、こちらから歳入です。

診療収入の入院収入でございますが、1目の国民健康保険診療報酬収入から、6の標準負担額収入まで、実績に基づいて整理をさせていただきます。合わせて1,577万6,000円の増額でございます。

その下の段、外来収入です。こちら国民健康保険診療報酬収入から、その他の診療報酬収入まで、実績に基づきまして248万1,000円の増額でございます。

8ページ目にいきまして、こちら歯科外来収入です。こちら国民健康保険の診療報酬収入からその他まで、実績に基づいて109万4,000円の減額です。

その下、その他の診療報酬ということで、諸検査収入が789万3,000円の増額でございます。これは主なものとしましては、コロナのワクチン接種による収入が増えたものとなっております。

9ページにまいりまして、訪問看護収入です。こちらからその下、使用料及び手数料の施設使用、文書料につきましても実績による増額補正となっております。

続いて10ページ目、県の支出金、県補助金ですけれども、こちらは実績に基づいて減額をさせていただきます。

その下、財産収入についても同様でございます。

繰入金につきましては一般会計の繰入金と国保事業会計からの繰入金で増額の補正。あと今年度については基金繰入がないということで、こちらは3,500万を減額をさせていただいております。

11ページ目の繰越金、あと諸収入についても実績に基づいて精算をしております。

町債についても同様です。

続いて、12ページ目から歳出でございます。

総務費の一般管理費については、ほとんどが実績に基づく精算となっておりますけれども、14ページ目をご覧いただきたいと思いますが、積立金として診療所の運営基金のほうに2,400万円積立をさせていただいたことによって補正額が2,223万2,000円の増となっております。

14ページの研究研修費及び医師住宅費につきましては実績に基づく減額でございます。

15ページ目にまいりまして医業費の医科管理費から、ページ進みまして、19ページの歯科技工費までにつきましては全て実績による精算となっております。

19ページ下段の給食費についても同様でございます。

20ページにまいりまして公債費も実績に基づく減で、最終的には予備費で調整をさせていただいております。

21ページからは給与費明細となっております。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 専決第6号 令和3年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の補正で、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ194万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億7,058万4,000円とするものです。

2項で、歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

1ページでありますけれども、歳入であります。款の1、後期高齢者医療保険料から、款の4の諸収入までで194万7,000円の減額でございます。

2ページ、歳出であります。款の1、総務費から5の予備費までで、同じく194万7,000円の減額でございます。

5 ページ、歳入であります。

事業確定に伴います減額。そして、若干、目の2の普通徴収保険料で増額もございましたが、款の1、後期高齢者医療保険から6ページの款の4、諸収入まで事業実績に伴う減額でございます。

7 ページ、歳出であります。総務費、款の1、総務費、総務管理費。そして、項の2、徴収費。8 ページにいきまして款の2、後期高齢者医療広域連合納付金まで、事業実績に伴う減額、若干、負担金で増額の部分ございますが、実績によるものでございます。

以下、公債費。そして9 ページに亘りますが、款の4、支出金。そして、款の5、予備費で96万5,000円で調整をしております。

続きまして、専決第7号であります。

令和3年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）であります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条で、歳入歳出それぞれ2,334万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ7億7,347万6,000円とするものであります。

2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

1 ページをご覧いただきたいと思っております。第1表であります。歳入。款の1、保険料から款の8、諸収入まで、2,334万7,000円の減額でございます。

2 ページになります。歳出であります。款の1、総務費から款の8、予備費までで、同じく2,334万7,000円の減額となっております。

6 ページ、歳入であります。事業の確定によりますそれぞれの増減がございます。

款の1、保険料につきましては45万6,000円の増額をしております。

以下、款の2、国庫支出金182万2,000円の増額になってございます。それぞれ款の2、国庫支出金、項の2、国庫補助金につきましては事業確定による増減でございます。総額で補正額805万2,000円の増額としてございます。

7 ページの中ほどになりますけれども、款の3、支払基金交付金については958万7,000円の減額になっております。

その下、款の4、県支出金については287万6,000円の減額になってございます。

8 ページになりまして県支出金。こちらのほうも確定による減額。

款の5、財産収入。そして、繰入金についても減額になってございます。

9 ページでございますが、繰入金については減額になってございまして、一番下の諸収入も減額でさせていただいております。

10 ページ、歳出であります。

総務費。款の1、総務費。確定による減額。項の1について確定による減額。

項の2、介護認定審査会費について、若干、増額手数料、そして職員手当で最終的に調整をさせていただいております、4万4,000円の増額です。

以下、11 ページ、款の2、保険給付費の項の1、介護サービス諸費。12 ページにいきまして介護サービス諸費が続きます、12 ページの中ほどから、2 介護予防サービス諸費。以下、介護給付費につきましては15 ページまでなりますけれども、事業確定に伴う、それぞれ事業の精算による金額の増減でございます。

15 ページ下段は款の3、財政安定化基金拠出金でございますが、これは減額になっております。

16 ページ、款の4、地域支援事業費。こちらのほうも事業の確定によります、ほぼ減額になってございまして、款の4、地域支援事業費は18 ページに、3 項の包括的支援事業・任意事業費で、目の3、包括的支援事業費の中で職員の給与費、拠出金が217万8,000円増額になってございます。こちらのほう、事業確定によります最終的な調整となつてございます。地域支援事業について、20 ページの上段まで続きますが、ほぼ、そういったことで確定による減額が主なものでございます。

20 ページの中段になりますけれども、基金積立金は1,003万2,000円の積立となつてございます。事業確定によるものであります。

その下の款の6、公債費については減額をさせていただきまして、21 ページ、諸支出金も確定による減額。以下、22 ページまで調整をいたしました諸支出金でございます。

最終的に款の8、予備費で870万6,000円で調整をさせていただいております。

23 ページは給与明細等になってございますので後程ご覧いただきたいと思います。

続きます、専決第8号 令和3年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)であります。

歳入歳出予算の補正であります、第1条、歳入歳出それぞれ2,018万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,384万6,000円とするものであります。

2 項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正によるものであります。

地方債の補正。第 2 条、地方債の変更は、第 2 表 地方債補正によるというものでございます。

1 ページご覧いただきたいと思います。歳入歳出予算補正。歳入であります。款の 1 から款の 7 まで、2, 0 1 8 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。

2 ページ、歳出であります。款の 1、総務費から 6、予備費まで、2, 0 1 8 万 1, 0 0 0 円の減額であります。

3 ページ、第 2 表 地方債の補正であります。事業確定によりまして減額になってございます。

6 ページであります。歳入であります。

サービス収入、款の 1、サービス収入でありますけれども、款の 1、サービス収入、介護給付費収入であります。補正額 2, 9 4 6 万 5, 0 0 0 円の補正であります。コロナ禍ということでの利用が落ち込んだということが大きな要因になってございます。

その下の自己負担金収入も同じく 2 3 6 万 7, 0 0 0 円の減額になってございます。

7 ページ、使用料及び手数料も事業確定に伴う減額でございます。

財産収入については 2 万 5, 0 0 0 円の減額。

そして、繰入金については 1, 5 3 3 万 7, 0 0 0 円の増額で不足分を基金等によりまして充ててございます。

8 ページ、雑入でありますけれども、減額、事業確定に伴う減額。

町債につきましては公営企業債、6 0 万円の減額。事業確定に伴う減額であります。

歳出であります。

総務費であります。事業確定に伴う減額でございます。委託料 1, 8 8 1 万 2, 0 0 0 円の減額ですけれども、委託料のほうは減額となっております。

続きまして、下段、施設整備費であります。減額でございます。

1 0 ページであります。基金積立金。そして公債費、諸支出費。いずれも減額になってございます。

最終的、6 款の予備費 4 6 万 8, 0 0 0 円の減額で調整させていただいております。

1 2 ページ以降は給与費明細になっておりますのでご覧いただきたいと思います。

続きまして、専決第9号 令和3年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の補正。第1条であります。歳入歳出それぞれ79万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,280万5,000円とするものです。

2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出補正予算によるものであります。

1ページ、第1表であります。歳入については79万5,000円の減額でございます。

2ページ、歳出について79万5,000円の減額でございます。

そうしまして、5ページ、歳入であります。款の1、サービス収入。事業確定に伴う最終的な増額5万7,000円。

繰入金につきましては、款の中で51万9,000円の減額になってございます。

諸収入につきましては33万3,000円の減額であります。

6ページ、歳出であります。款の1、事業費でありますけれども、事業確定に伴う減額。款の2、公債費は2万円の減額。

款の3、7ページ、34万4,000円の減額で調整をしております。

8ページ以下は給与費明細書になってございますのでご覧いただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 専決第10号ご説明申し上げます。

令和3年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条といたしまして、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ660万6,000円を減額し、1億5,222万9,000円とするものです。

2項として、款項の区分ごとの補正後の金額について、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

第2条として、地方債の変更は、第2表 地方債補正によるものです。

地方自治法によりまして専決処分をいたしました。

1ページについては、款項ごとの補正額の明細となっております。

2ページについては、歳出の補正額でございます。

3ページ、地方債補正ということで、過疎対策事業、水道事業、それぞれ対象事業の確定による減でございます。

6 ページにまいりまして歳入でございます。2 款の使用料及び手数料。水道使用料でございますが、2 3 9 万 4, 0 0 0 円。収納増により増額補正をしてございます。

款の 2 から、財産収入までは確定による増減でございます。

7 ページにまいりまして、款の繰入金でございますが、他会計繰入金につきましては事業確定による増減でございます。

2 目の基金繰入金でございますけれども、収入の増、さらには歳出減によりまして 7 8 0 万円の基金繰入の減額をしてございます。

6 款の繰越金から 8 ページにまいって町債までは事業確定によります減額でございます。

9 ページから歳出でございますが、款の 1、維持管理費、水道総務費につきましては、全て確定による減でございます。

1 0 ページ、維持費、さらには施設整備費、公債費につきましても確定による減でございます。予備費、全額を減額して予算調整してございます。

1 2 ページ以降は給与費明細書となっておりますのでご覧をいただきたいと思えます。続きまして、専決第 1 1 号でございます。

令和 3 年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）でございますが、第 1 条として、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 2 1 万 6, 0 0 0 円を減額し、2 億 6, 1 7 6 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

2 項として、款項の区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表によるということ。

第 2 条として、地方債の変更は、第 2 表 地方債補正によるものでございます。

地方自治法に基づき専決処分をさせていただいております。

1 ページ、第 1 表でございますが、歳入の款項ごとのそれぞれの補正額でございます。ご覧いただきたいと思えます。

2 ページは歳出の款項ごとの補正額でございます。ご覧いただきたいと思えます。

3 ページ、地方債補正でございます。事業の確定により過疎対策事業、下水道事業、それぞれ減額をさせていただいております。

6 ページ、歳入でございます。1 款の分担金、負担金については確定による減。

2 款、使用料及び手数料でございますが、使用料、収納額増により 2 9 9 万 6, 0 0 0 円を増額をしてございます。

3 款から 4 款、財産収入までは確定による増減でございます。

5 の繰入金につきましても、事業確定による精査減でございます。

2 目の基金繰入金でございますが、収入の増。さらには歳出の支出減によりまして基金繰入金が必要のないということで全額減額をしております。

7 款の諸収入から 8 の町債まで、事業確定による減額でございます。

8 ページにまいりまして歳出でございますが、1 款の総務費、総務管理費。2 目の施設管理費、3 目の集落排水事業基金費。いずれも確定による減でございます。

2 款、施設整備費にまいりまして、施設整備費についても同様でございます。

10 ページにまいりまして公債費についても確定による減。

予備費 16 万 3,000 円を増額して予算調整をしております。

11 ページからは給与費明細であります。ご覧いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長、馬場一義君。

○振興センター長（馬場一義君） 続きまして、専決第 12 号 令和 3 年度只見町朝日財産区特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

まず第 1 条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 万円を減額し、それぞれ 2,024 万円とする内容でございます。

まず歳入であります。5 ページをご覧ください。財産収入、存目計上の科目。こちら減額となっております。

それから前年度からの繰越金 8,000 円の増。

雑入につきましては全額減額といった内容でございます。

6 ページが歳出となっております。一般管理費のほう、全て、実績による減額で 24 万 1,000 円の減額。

そして、予備費 18 万 1,000 円増額をしまして予算を調整させていただきました。

○議長（大塚純一郎君） ただ今、説明が終わりました。

これをもって専決第 1 号から専決第 12 号までは報告済みといたします。

ここで、昼食のため、暫時、休議いたします。

午後の再開は 1 時 15 分からといたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時13分

○議長（大塚純一郎君） 全員お揃いですので、午後の会議を再開いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎令和3年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）

○議長（大塚純一郎君） 日程第7、報告第2号 令和3年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） それでは、報告第2号 令和3年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）についてご説明申し上げます。

先ほど報告させていただきました専決予算の追加補正を含めました、今回、16事業につきまして、年度内に完了できなかったものについて記載をさせていただいております。

繰越額としましては総額で1億6,890万6,581円ということで、このうち特定財源を除きました一般財源3,547万9,581円となっております。

事業内容については記載のとおりとなっておりますのでご覧いただきたいと思っております。

以上、報告申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） これをもって、報告第2号 令和3年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）は報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りをいたします。

町長より、同意第3号から同意第13号 只見町農業委員会委員の任命につき同意を求め

ることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第11として、以下、日程を繰り下げて直ちに審議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号から同意第13号までを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第11として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りをいたします。

追加日程第1、同意第3号 只見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、追加日程第11、同意第13号 只見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては一括議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認め、追加日程第11、同意第3号 只見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、追加日程第11、同意第13号 只見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては一括議題とすることに決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎只見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（大塚純一郎君） 追加日程第11、同意第3号 只見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、追加日程第11、同意第13号 只見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、只見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年8月11日に任期満了となる農業委員会委員11名について、農業委員会等に関する法律第9条第1項に基づき、募集を行い応募いただいた方を只見町農業委員候補者評価委員会に諮り審査を経た候補者について任命したく、同法第8条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

任命する方につきまして申し上げます。

同意第3号の方につきましては、住所が只見町字原676番地の1。氏名、敬称略させていただきます。小沼一弘。

同意第4号。蒲生字上蒲生1456番地の3。氏名、三瓶新一郎。

同意第5号。叶津字入叶津28番地。佐藤泉太。

同意第6号。小川字下村69番地。渡部周一郎。

同意第7号。黒谷字東1937番地。吉津栄一。

同意第8号。福井字後田3番地。渡部理一。

同意第9号。亀岡字山崎574番地の1。齋藤聡。

同意第10号。大倉字中地1786番地の1。飯塚春夫。

同意第11号。坂田字仮安平758番地。目黒美樹。

同意第12号。塩ノ岐字下八乙女446番地。星和榮。

同意第13号。梁取字沖1141番地の1。山内征久。

以上でございます。

ご議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） この案件は人事案件ですので、質疑・討論を行わないで採決という方法を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して採決をいたします。

また、この採決は起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

よって、この採決は起立により行います。

同意第3号 只見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、同意第

13号 只見町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを原案のとおり可決するに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、同意第3号から同意第13号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎毘沙沢林道の全線舗装と常時除雪、町道編入をお願いする件

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第8、陳情3-15 毘沙沢林道の全線舗装と常時除雪、町道編入をお願いする件を議題といたします。

経済文教常任委員長の審査報告を求めます。

経済文教常任委員長、中野大徳君。

[経済文教常任委員長 中野大徳君 登壇]

○5番（中野大徳君） 経済文教常任委員会審査報告。

本委員会に付託された、下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告します。

(1) 審査事件、陳情3-15。陳情書 毘沙林道の全線舗装と常時除雪、町道編入をお願いする件。布沢区長、小林幸夫。

(2) 審査経過。本事件は、令和3年只見町議会12月会議において付託を受け、令和3年12月14日、令和4年1月21日（参考人招致）、令和4年2月18日、令和4年3月2日、令和4年5月12日（現地調査）、令和4年6月2日の委員会で審査しました。

(3) 審査経過、不採択。

(4) 理由。1、全線舗装工事については、平成24年6月に舗装工事の陳情があり、当地域は過去の災害時に集落移転をしている経過があることから、大規模なインフラ事業は適さないと判断し不採択としているが、その後、急傾斜地等部分的ではあるが舗装工事を実施している。2、通年除雪については、形状、安全性の面から困難であると考えられる。

3、記載はありませんが、数ある林道との整合性がとれず、町道編入については、町道認定基準に合致しない。当林道については継続的に維持、補修に努め要望時に圧雪除雪などを行っているが、通年除雪は不可能であっても好転の合間を見て安全性を確保しながらの

除雪は可能であると判断しました。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） これより委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

ただ今の委員長報告のとおり不採択とするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情3－15は委員長の報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第9、陳情4－6 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。

ここでお諮りをいたします。

陳情4－6については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情4－6については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情 4－6 を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

したがって、陳情 4－6 については採択することに決定をいたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りをいたします。

山岸国夫議員より、発議第 3 号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 2 として、以下、日程を繰り下げ審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第 3 号を日程に追加し、追加日程第 1 2 として議題とすることに決定しました。

資料を配付させます。

[資料配付]

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

○議長（大塚純一郎君） 追加日程第12、発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2番、山岸国夫君。

〔2番 山岸国夫君 登壇〕

○2番（山岸国夫君） 発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）を提案いたします。

提案者、山岸国夫。賛成者、記載のとおり、以下4名であります。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。

今、地方公共団体には、度重なる

〔「朗読省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） 朗読省略ということで出ました。

それでは、朗読を省略し、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

自席にお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議員の派遣について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第10、発委第1号 議員の派遣についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、齋藤邦夫君。

〔議会運営委員会委員長 齋藤邦夫君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（齋藤邦夫君） 発委第1号 議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第100条第13項及び只見町議会会議規則第127条の規定により提出いたします。

別紙を読み上げます。

議員の派遣について。

本議会は、次のとおり議員を派遣するものとする。

1、南会津地方町村議会議員大会。

（1）目的、議会の活性化に資するため。（2）派遣場所、只見町、季の郷湯ら里。（3）期間、令和4年7月5日の1日間。（4）派遣議員、只見町議会議員12名。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第1号 議員の派遣については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎6月会議以降における正副議長・議員の公務出張等について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、6月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

6月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定をいたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（大塚純一郎君） ここで、町長より、発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ただ今、議長より発言の許可をいただきましたので、令和4年只見町議会6月会議が散会されるにあたりご挨拶申し上げます。

本6月会議は14日から本日17日までの4日間に亘りまして慎重にご審議を賜りました。

改めて御礼申し上げます。

一般質問におきましては9名の議員の方々からご質問をいただきました。

いずれも人口減少、少子高齢化からくる子育てであったり、働き手の確保、また産業の振興、様々なインフラの整備、管理、今後の対策について、微に入り細に入りご質問をいただきました。また、資料を添付していただきまして現状並びに今後の予測、見通しまで含めた丁寧なご質問をいただきました。また、ご提言をいただきました。感謝申し上げます。

今回いただきました一般質問につきましては、いずれもとっても大切な課題だというふうに改めて十分認識させていただきました。

私ども町政を担う執行部といたしましても、議員の皆様からいただいた一般質問の事柄、内容をしっかりと受け止めて、今後、その対策、施策づくりに邁進してまいりますので、今後ともご指導・ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

また、議案審議にあたりましても、条例の改正から各予算審議にあたりまして、提案どおり可決いただきまして、またありがとうございました。可決はしていただきましたが、私達、説明する中で、資料準備不足であったり、即答できなかつたりという場面がございました。早速、本日、議会散会后、庁議を開催して、本6月会議の反省会を開催したいというふうに考えております。

今後も一般質問並びに議案審議を通じていただいたご質問・ご意見・ご提言をしっかりと受け止めさせていただきまして、我々、執行部としても研鑽を重ねて町政発展に資するよう努めてまいりますので、議会の皆様方の引き続きのご指導、お力添えを賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

6月になって梅雨に入ったようでございますが、本当にマスクもまだ、する必要があるという、感染予防対策もしっかりしていかなければなりませんので、本当にあの、感染予防対策と併せまして熱中症対策、様々な対策を講じていかなければなりません。

また、今ほど皆様方でご議決なされた議員大会が只見町、季の郷湯ら里会場で開催していただけたということ、大変ありがたく思っておりますので、受け入れ側としても万難を排して準備をさせていただきたいと思えます。

皆様方の益々のご活躍とご健勝をお祈り申し上げまして、6月会議散会にあたっての挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。



◎議長あいさつ

○議長（大塚純一郎君） 6月会議の終了にあたりまして、議長からも一言、御礼とご挨拶を申し上げます。

今回の6月会議は4日間という期間でありましたが、慎重審議をいただきまして日程どおり全て終了することができました。

ありがとうございました。

一般質問並びに議案審議の中で、各議員から厳しい意見や提案が出されているところではありますが、当局におかれましては出されました意見あるいは提案に特に留意をされ、町政進展のために今後とも努力されますことをお願いをいたします。

議員各位におかれましては、これから日増しに暑くなります。健康には十分留意され、ご活躍いただきますことをお願いいたしましてお礼の挨拶といたします。



◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

上着の着用をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労様でした。

(午後1時40分)